廃棄物処理ルールを守っていますか？

産業廃棄物処理委託ルールブック

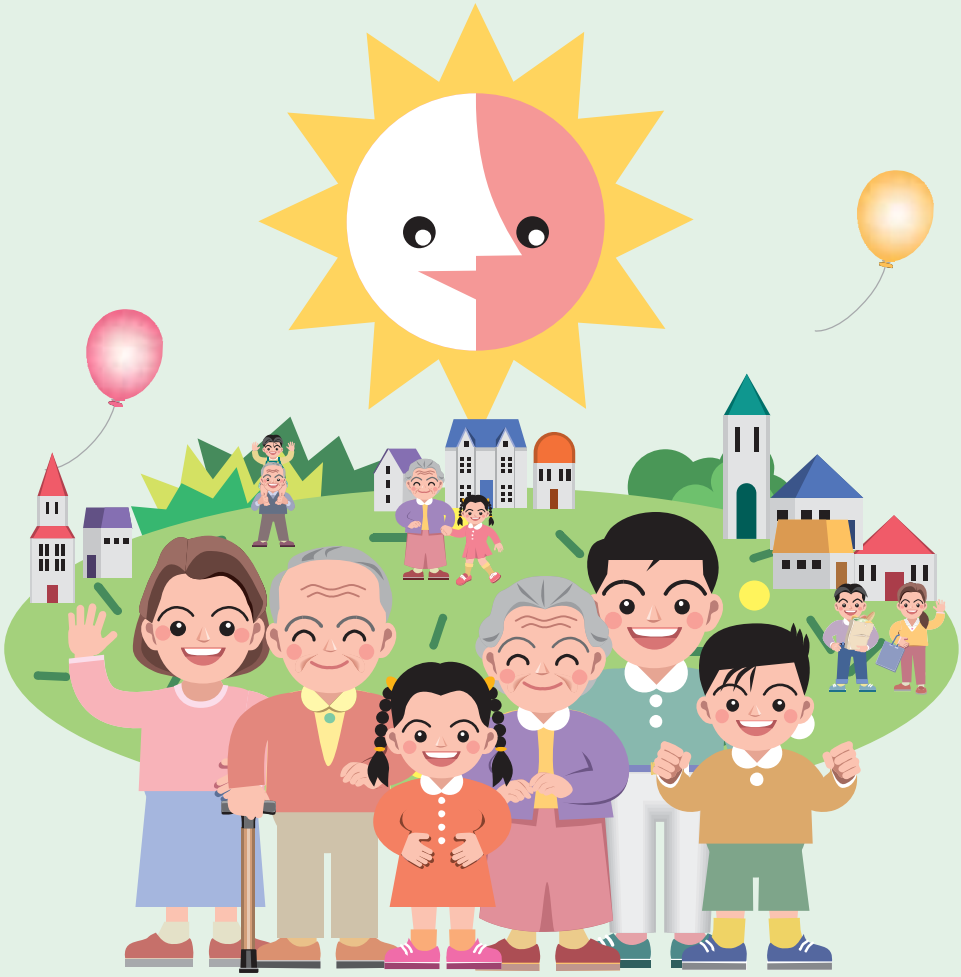

宮　　城　　県
社団法人宮城県産業廃棄物協会

産業廃棄物処理チェックシート

毎日の事業活動から出てくる廃棄物。
「たまってきたな…」と思ったら電話１本で集めにくるトラック。
料金を支払うだけで本当にいいのでしょうか。頼んだ廃棄物は、「誰が」「どこで」「どのように」処理しているのでしょうか。
あなたの会社では、廃棄物処理について、きちんとルールが守られているか確認してみましょう。

産業廃棄物の管理

- ☐ 収集運搬及び処分の委託に際して、許可業者に委託していますか。
- ☐ 収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面で委託契約書を取り交わしていますか。
- ☐ 収集運搬及び処分の委託に際して、許可業者の許可内容を確認し、排出する廃棄物を処理できる業者であるか確認していますか。
- ☐ 中間処理業者の処理施設及び処理能力を確認していますか。
- ☐ 中間処理業者だけでなく、中間処理業者の先の最終処分業者についても把握していますか。
- ☐ 適正な委託料金かどうか確認していますか。極端に安くありませんか。
  （不当に安価な金額で処理を強要してはいませんか。）
- ☐ 委託契約書の内容は十分ですか。
  - ☐ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - ☐ 運搬先所在地、処分先所在地、処分方法、施設の処理能力
  - ☐ 最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力
  - ☐ 委託契約の有効期限
  - ☐ 委託者が受託者に支払う料金
  - ☐ 産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲
  - ☐ 委託する産業廃棄物の性状・荷姿及び取り扱う際に注意する事項
  - ☐ 委託業務終了時の受託者からの報告
  - ☐ 委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱い
  - ☐ 許可証写しの添付

マニフェストの発行

- ☐ 産業廃棄物を引き渡す際に、引き渡しと同時にマニフェストを発行（交付）していますか。
- ☐ マニフェストは定められた様式を使用していますか。

マニフェストの確認（処理終了時）

- ☐ 交付したマニフェストが定められた期限までに返送されていますか。
- ☐ 返送されたマニフェストに、処理業者側の記入が全てなされていますか。また記載内容や日付に不審なところはありませんか。
- ☐ 返送されたマニフェストに記載された最終処分の場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所となっていますか。

書類の管理・保管等

- ☐ 契約書は契約終了の日から５年間保管していますか。
- ☐ マニフェストは管理票の写しの送付を受けた日から５年間保管していますか。
- ☐ 特別管理産業廃棄物の処理に関しては帳簿を作成し適正に記載していますか。また５年間保存していますか。

チェックリストのうち、一つでも「×」があった場合、排出事業者として法律上の義務に違反している可能性があります。

廃棄物の処理は、自分の事業所から廃棄物がなくなれば終わりではありません。最後まで適正処理されたことを確認して、はじめて排出事業者責任が履行されたことになります。
もう一度、廃棄物の適正処理について確認してみましょう。

産業廃棄物の処理責任

―事業活動に伴う廃棄物の処理責任は排出事業者にあります―

排出事業者は、事業活動に伴って排出される産業廃棄物が適正に処理されるように、製品の製造段階から、廃棄までを念頭において製品開発等に努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

排出事業者は排出した産業廃棄物の運搬又は処分を委託することも認められています。この場合には、産業廃棄物の運搬・処分を事業として行うことのできる者（産業廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物処理業者など）に委託しなければなりません。 なお、排出事業者は、処理を委託した場合であっても、産業廃棄物の最終処分が終了するまで、処理が適正に行われるよう一連の処理に責任を負います。

廃棄物処理のながれ

排出事業者が「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者自身が運搬したり、施設等を設置して処理することのほか、廃棄物処理法に基づき定められた基準に従って、許可を受けた処理業者や再生利用業者、市町村等に委託して適正に処理することが含まれています。

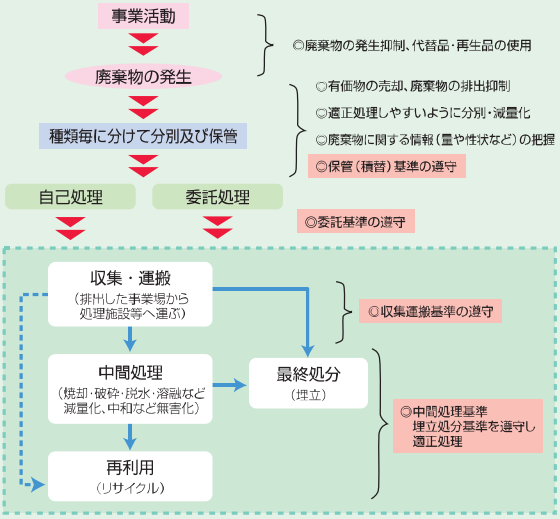

《収集運搬とは》

収集運搬は、排出事業所から出る産業廃棄物を中間処理施設や最終処分場などへ運ぶ仕事です。産業廃棄物収集運搬許可が必要です。収集運搬には、バキュームカー、タンクローリー、汚泥吸排車、清掃ダンプ、パッカー車、脱着装置付コンテナ車などいろいろな車輌が使われています。

パッカー車

ダ　ン　プ

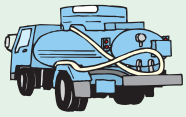
バキュームカー

脱着装置付コンテナ車

タンクローリー

清掃ダンプ

《中間処理とは》

中間処理は、焼却施設、廃プラスチック類の破砕設備、発泡スチロールの粉砕・圧縮施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、汚泥の脱水施設、油の再生施設など廃棄物を減量化（減容化）、再資源化を行うことです。

焼却施設		廃棄物を焼くための焼却炉を備えた施設です。焼却炉にはダイオキシン対策や、煙によって大気を汚さないための廃ガス処理装置など厳しい基準をクリアして施設がつくられます。
廃酸・廃アルカリの中和施設	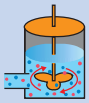	強い廃酸や廃アルカリは、中和し無害化してから放流します。また、有害金属などを含む廃酸を中和することで、有害金属などを含む廃酸を沈殿物として回収することができます。中和槽には、プロペラ撹拌機がついています。
汚泥の脱水施設		大量の水を含んだ汚泥は、そのまま埋立することができないので、遠心脱水機（洗濯機の脱水機と同様の原理）、真空脱水機（汚泥の水分だけ吸い取る）、加圧脱水機（汚泥から水分を搾り取る）などの装置で脱水を行います。
油の再生施設		水と油の混合廃液から油だけを分離したり、汚れた油を蒸留したり、ろ過して再生油を得る施設です。

《最終処分とは》

最終処分場は安定５品目と呼ばれる廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類だけを処分する「安定型最終処分場」と汚水浸出を防ぐ遮水シートなどで保護された「管理型最終処分場」、コンクリートで保護され外部から完全に遮断された「遮断型最終処分場」があります。

管理型最終処分場	紙くず、繊維くず、ばいじん、汚泥などの産業廃棄物を埋め立てる施設です。遮水工を施し、流れ出る水は無害化して放流します。埋め立てた後管理し続ける処分場です。 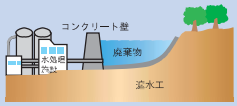
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類（コンクリート殻等）、など絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがないことを埋立前に確認して埋めることができます。埋立空間を外部と仕切る遮水工を持ちません。 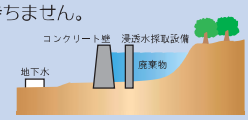
遮断型最終処分場	通常の方法では無害化することが難しい廃棄物を収めるための施設です。鉄筋コンクリート製の頑丈な構造物で、雨水が中に入らないように、上部には屋根を設けています。中に溜まった水をくみだして外部に排出するようなことはありません。 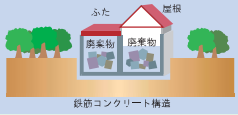

産業廃棄物処理委託のながれ

排出事業者は、発生した産業廃棄物の収集・運搬や処分を委託することも廃棄物処理法では認められています。ただし、委託するときは、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければならない等の一定のルール（委託基準）を守らなければなりません。

また、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合は、適正処理のために必要となる適正な費用を負担する義務があります。

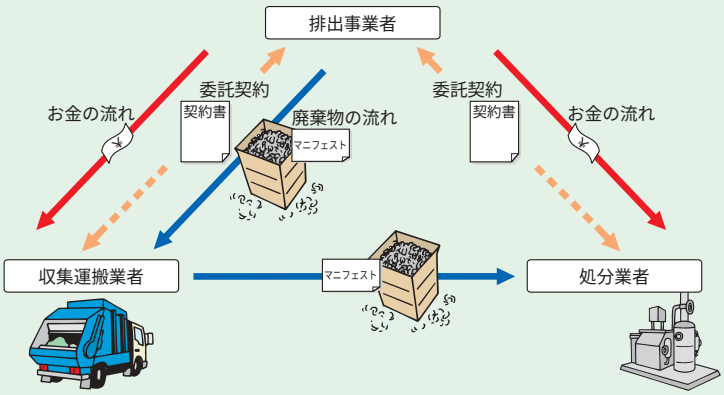

廃棄物を委託する際の基準

①産業廃棄物処理業者の事業の範囲、許可証の確認（収集・運搬は積込みと積下し場所の許可の確認）
②産業廃棄物の処理委託に際しては、収集運搬と処分のそれぞれの許可業者と契約
二者契約の原則！
③事前に、産業廃棄物処理業者と書面による委託契約（許可証の写しを添付、最終処分の場所を確認）
口頭契約は禁止されています！
④産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び搬出時の立会
⑤処理の確認
⑥交付したマニフェストの写しが未回収の場合には知事への報告
⑦書類（契約書、マニフェスト）の保管（５年間）

排出事業者は処理を委託した場合でも、廃棄物が適正に最終処分されるまで、一連の処理に責任を負います。

委託契約の締結

―産業廃棄物を委託処理するには、まず委託契約を結びます―

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は収集運搬業者と処分業者（焼却等の中間処理、再生、埋立）の２者とそれぞれ個別に、書面で委託契約を結ばなければなりません。

処理業者の選定

●処理業者の許可内容を確認（許可証原本の提示を求める、保健所等に確認する）
●処理施設の能力等の確認
（委託先の業者等が適正に処理する能力があるかどうか、どのような処理がなされているか等を実地に調査することで確認することが望ましいです）
●収集運搬の場合は、積込み地と積下し地における許可の有無について確認が必要です。

委託契約の締結

●書面による契約（口頭契約は禁止されています）
●二者間契約の原則

委託契約書には許可書の添付が必要です

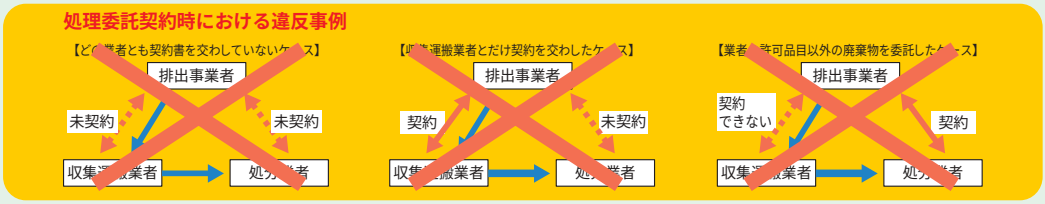

マニフェスト制度

―産業廃棄物を委託する場合には、排出事業者はマニフェストを交付しなければなりません―

排出事業者から委託業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡します。排出事業者は、それぞれの処理終了後に、各委託業者から処理終了のマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたかが確認できます。

1 排出事業者がマニフェストに必要事項を記入します。産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すとき、A～E票も渡して記載事項をお互いに確認します。運搬担当者から署名、捺印をもらい、A票は控えとして保管します。

2 収集運搬業者は、産業廃棄物を中間処理業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処理担当者から署名、捺印をもらいます。B1票とB2票を受取り、B1票は控えとして保管します。

5 ここからは中間処理業者が新たに排出事業者となってマニフェストを交付します。

6 収集運搬業者は、産業廃棄物を最終処分業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処分担当者から署名、捺印をもらいます。B1票とB2票を受取り、B1票は控えとして保管します。

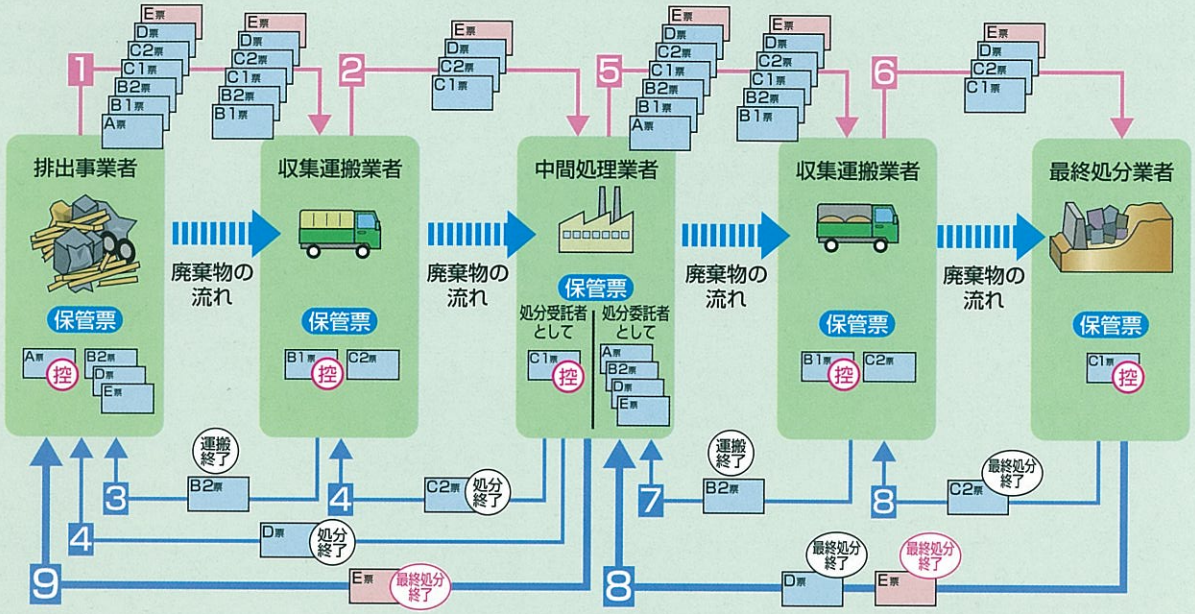

3 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB2票を排出事業者に返送しなければなりません。

4 中間処理業者は処理終了後10日以内にD票を排出事業者に、C2票を収集運搬業者に返送しなければなりません。

7 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB2票を排出事業者に返送しなければなりません。

9 中間処理業者は最終処分終了の記載されたE票を受取った場合、排出事業者が交付したE票に、最終処分終了の記載を転記して10日以内に排出事業者に返送しなければなりません。

8 最終処分業者は処分終了後10日以内に最終処分終了の記載（最終処分の場所の所在地および最終処分年月日を記載）したD票とE票を排出事業者に、C2票を収集運搬業者に返送しなければなりません。

ポイント

マニフェストの保存義務

排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。収集運搬業者、処分業者も同様です。

マニフェストの確認義務

排出事業者は、受託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認します。

→ マニフェスト交付日から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、受託した産業廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに都道府県知事等に報告する義務があります。

マニフェストの入手方法

社団法人全国産業廃棄物連合会が発行している複写式の「産業廃棄物管理票」（マニフェスト）は、社団法人宮城県産業廃棄物協会で購入できます。

〒９８０－０８０１　宮城県仙台市青葉区木町通一丁目４－１５
TEL０２２－２９０－３８１０　FAX０２２－２９０－０３８１

廃棄物の種類

「廃棄物」とは、不要となった物で、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律［略称：廃棄物処理法］等の関係法令によって、その保管、運搬、処分の方法に関する規制が定められています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の２つに大きく区分されます。

○「産業廃棄物」は、廃棄物処理法で定められている事業活動に伴って排出される廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者にあります。

○「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村が担います。（事業系の一般廃棄物については、事業者にも処理責任があります。）

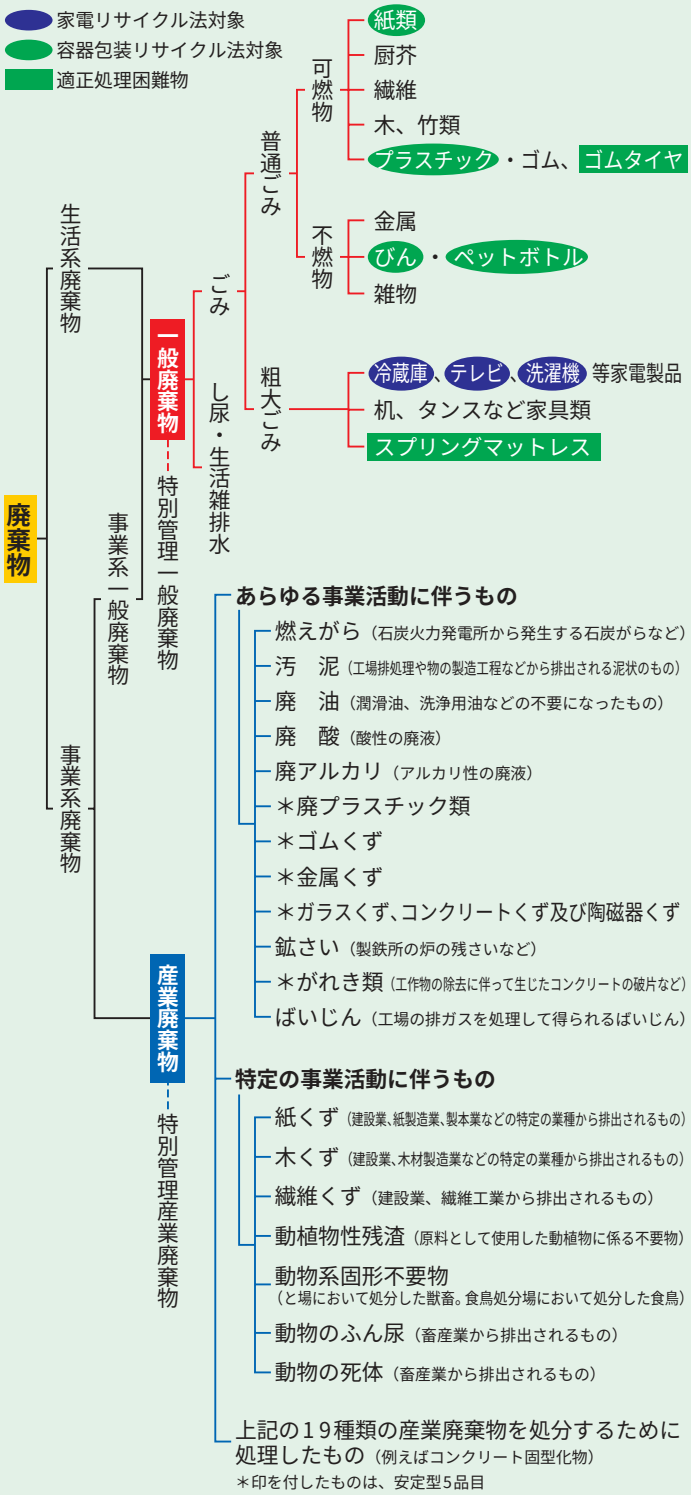

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の中には特別管理産業廃棄物に指定されているものがあります。これは人の健康、または生活環境にかかわる被害を生じるおそれがあることから厳しく管理され、処理方法なども定められています。この中には病院や医院から出る感染のおそれのある廃棄物も含まれています。

引火性廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の廃油）
腐食性廃酸		水素イオン濃度(pH)2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ		水素イオン濃度(pH)12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
特定有害廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油、紙くずのうちPCBが塗布され、もしくは染み込んだもの、木くずもしくは繊維くずのうちPCBが染み込んだもの又は廃プラスチック類もしくは金属くずのうちPCBが付着し、もしくは封入されたもの、廃PCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	指定下水汚泥 鉱さい ダスト類 （ばいじん） 燃え殻 廃油 汚泥 廃酸 廃アルカリ	政令で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2−ジクロロエタン、1、1−ジクロロエチレン、シス−1、2−ジクロロエチレン、1、1、1−トリクロロエタン、1、1、2−トリクロロエタン、1、3−ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンなどの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉からの排出されるばいじん、燃え殻、排ガス洗浄施設汚泥及びこれらのばいじん等や汚泥を処分するために処理したものでダイオキシン類の含有量について厚生省(現環境省)令で定める基準に適合しないもの

廃棄物処理Q&A

Q1．産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

いくつか方法があります。

①都道府県等の名簿から探す。

宮城県では、「宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿」を発行しています。

宮城県県政情報センター（県庁地下１階）及び県内の各地方振興事務所で無料で閲覧することができます。（コピーの請求は有料となります。）

また、名簿を県政情報センターでのみ、有料で販売しております。購入方法については、

宮城県県政情報センター　TEL022-211-2263　までお問い合わせください。

また、宮城県では「宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿」をインターネットで提供しておりますので、ご利用願います。

http://www.pref.miyagi.jp/haitai/meibo/meibo.htm

②社団法人宮城県産業廃棄物協会に問い合わせる。

社団法人宮城県産業廃棄物協会　TEL 022-290-3810

http://www.miyagisanpai.or.jp/index.htm

委託に際しては、排出事業者である皆さんが、許可の内容や処理の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と委託手続をすることになります。

Q2．廃棄物処理のルールを守らずに処理を委託し、委託業者が不法投棄等を行った場合、排出事業者はどのような罰則を受けるのですか？

不法投棄をおこなった行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令の対象となるとともに、違反の内容によっては、５年以下の懲役、千万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用されます。さらに法人等に対しても罰金が適用される場合もあります。

Q3．委託契約書の様式は入手できますか？

社団法人全国産業廃棄物連合会で作成した標準的な委託契約書様式を宮城県廃棄物対策課ホームページで提供していますのでご活用願います。

http://www.pref.miyagi.jp/haitai/syori/page_02B.htm

Q4．マニフェストはどこで購入できますか？

産業廃棄物協会で取り扱っています。購入方法は産業廃棄物協会にお問い合わせください。

社団法人宮城県産業廃棄物協会　022-290-3810

Q5．マニフェストは誰が交付するのですか？

マニフェストは、産業廃棄物を排出した事業者が、その都度、産業廃棄物の種類毎に必要な事項を記載して委託先に交付します。

Q6．リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえリサイクルされるものであっても、産業廃棄物には変わりありませんので、マニフェストを使用する必要があります。処理の過程で有価物の回収を行う場合には、マニフェストの「有価物回収予定数量」の記入欄に、回収される予定数量を記入することになります。

Q7．産業廃棄物税が導入されると聞きましたが詳しく教えてください。

宮城県では平成17年４月１日から産業廃棄物税を導入します。

排出事業者又は中間処理業者が産業廃棄物を最終処分場に搬入したときに、搬入重量１トンにつき1,000円の税率で最終処分業者が処分料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、３ヶ月分をまとめて県に申告し納めることになります。

なお、中間処理業者が支払う税については、中間処理料金に産業廃棄物税相当額を上乗せすることにより、排出事業者に転嫁されることになります。

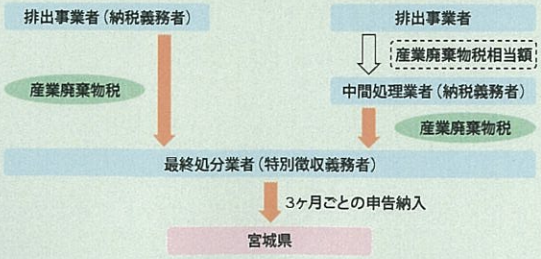

不法投棄の禁止

法律では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされていますが、これに反して「みだりに」廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。（「みだりに」とは、「正当な理由なく」や「故なく」と同じ意味です。）

特に産業廃棄物を処分するためには、法律に基づく知事等の許可を受けた者に処理を委託するか、自ら許可を受けて処理することが必要です。

これって不法投棄なの？

廃棄物の保管と称する野積みが問題とされています。廃棄物処理法では、処分を前提としない廃棄物の保管は認められていないことから、将来にわたって処分が予定されず、客観的にも放置の意志が明らかであると認められるときは、その放置されている状態が不法投棄と見なされ、措置命令などの行政処分を受ける場合があります。

罰　則

不法投棄をおこなった者は、５年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は１億円以下）の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。
[不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります]

不法焼却の禁止

法律では、廃棄物の焼却が一定の例外を除き禁止されています。

例外

１）廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（例：許可を受けた焼却炉）

２）他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却（例：伝染病で死亡した家畜の死体）

３）公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

罰　則

不法焼却をおこなった者は、５年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は１億円以下）の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。
[不法焼却の未遂行為も同様に処罰の対象となります。]

排出事業者も罰則を受け、措置命令の対象になります

排出事業者がマニフェストにかかわる義務に違反した場合は、「マニフェスト確認義務違反」以外は罰則の適用を受けます。また、委託業者が不適正処理を行った場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令（注１）の対象となります。

●排出事業者の行為		●罰則
委託基準違反	委託基準違反（注２）に違反した場合	５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付	マニフェストを交付しない場合	**６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金**
マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記載しない場合	**６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金**
マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	**６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金**
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しの保存義務に違反した場合	**６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金**
マニフェスト確認義務違反	マニフェストの確認義務（注３）に違反した場合	－

（注１）措置命令：生活環境を保全するうえで支障を生じた場合、またはその恐れがある場合に支障の除去や発生を防止する命令（原状回復などの命令）。
（注２）委託基準：排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに満たさなければならない基準。「書面で委託契約を結ばなければならない、委託する業者は許可を受けた業者であること」など。
（注３）確認義務：排出事業者が収集運搬業者や処分業者から送られてくるマニフェストで産業廃棄物が適正に処理されているか確認する義務。確認義務違反の場合は措置命令の対象です。

お問い合わせ先

●宮城県環境生活部廃棄物対策課
〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８－１　TEL 022-211-2648　FAX 022-211-2390
ホームページ　http://www.pref.miyagi.jp/haitai/

●社団法人宮城県産業廃棄物協会
〒981-0915　宮城県仙台市青葉区通町一丁目６－９　TEL 022-273-1326　FAX 022-272-2082
ホームページ　http://www.miyagisanpai.or.jp/index.htm

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK 環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この印刷物は39,000枚作成し、１部あたりの印刷単価は@11円（１円未満切捨）となっています。

このパンフレットは、宮城県、社団法人宮城県産業廃棄物協会及び財団法人宮城県環境事業公社が共同で作成したものです。